(別紙)

令和4年度に教育実習を予定している学生の皆さんへ

九州女子大学教職課程委員会九州女子短期大学教職課程委員会

新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、教育実習校から以下の内容を要請された場合は、 事前事後指導の担当教員に申し出るとともに、教務課の免許資格担当に連絡してください。

記

- ① 教育実習の期間変更、あるいは、期間短縮を要請された場合
  - ⇒ 所属学科等および教務課と教育実習校との間で、連絡・調整が必要となります。 なお、実習期間が短縮された場合、後日、短縮された日数分の授業が大学で行われますので、 その授業への出席が必要となります。
- ② 教育実習の開始前から教育実習校所在地域に一定期間滞在し、教育実習開始予定日までを健康観察 期間として検温等の健康観察および体調管理を要請された場合
  - ⇒ 所定の手続き(教務課が説明します)を行うことで、健康観察期間を公認欠席として取扱います。
- ③ 教育実習校への自家用車での通勤を要請された場合
  - ⇒ 所定の手続き(教務課が説明します)を行うことで、自家用車で教育実習校へ通勤することを 許可します。

以上

[本件の連絡先] 教務課(阿部/起汐) Tel: 093-693-3275

E-Mail: menkyo-shien@fains.jp